

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

## 1 事業概要

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者又は要支援者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービス

## 2 人員、設備基準の概要

### (1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
福祉用具専門相談員	2人以上（常勤換算方法） 【資格】保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，義肢装具士，福祉用具専門相談員指定講習修了者
管 理 者	常勤専従1人 ※ 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可

### (2) 設備基準

設 備	面 積 等
保管のための設備※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清潔であること</li> <li>・ 既に消毒又は補修がされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること</li> </ul>
消毒のための器材※	適切な消毒効果を有するもの
必要な広さの専用区画	利用者の受付，相談等へ対応するスペース

※保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、保管又は消毒のために必要な設備又は機材を有しなくても可

## 3 福祉用具の種類

### (1) 福祉用具貸与

用 具	種 類
車いす※ <sup>1</sup>	自走用標準型車いす，普通型電動車いす，介助用標準型車いすに限る
車いす付属品※ <sup>1</sup>	クッション，電動補助装置等であって，車いすと一体的に使用されるものに限る。（クッション又はパッド，電動補助装置，テーブル，ブレーキ）
特殊寝台※ <sup>1</sup>	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって，次に掲げる機能のいずれかを有するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 背部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能</li> <li>・ 床の高さを無段階に調節できる機能</li> </ul>
特殊寝台付属品※ <sup>1</sup>	マットレス，サイドレール等であって，特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。（サイドレール，マットレス，ベッド用手すり，テーブル，スライディングボード・スライディングマット，介助用ベルト）
床ずれ防止用具※ <sup>1</sup>	次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット</li> <li>・ 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</li> </ul>
体位変換器※ <sup>1</sup>	空気パッド等を身体の下に挿入することにより，居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。

手すり	取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</li> <li>・四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの</li> </ul>
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
認知症老人徘徊感知機器 <sup>※1</sup>	認知症である老人が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人等へ通報するもの
移動用リフト (つり具の部分を除く) <sup>※1</sup>	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
自動排泄処理装置 <sup>※2</sup>	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、利用者や介護者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、利用者や介護者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

※1 要介護1の方は、原則として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）について、福祉用具貸与サービスは利用できません。ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

※2 要介護1から3の方は、原則として、自動排泄処理装置（尿のみを自動吸引するものを除く）について、福祉用具貸与サービスは利用できません。ただし、排便及び移乗が全介助の方は例外として利用できます。

## (2) 介護予防福祉用具貸与

用具	種類
手すり	取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</li> <li>・四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの</li> </ul>
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

この表以外の福祉用具（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置）については、原則として介護予防福祉用具貸与サービスは利用できません。ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。